地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の 部の施行期日を定める政令案 参照条文

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和四年五月二十日法律第四十四号)

(建築基準法の一部改正)

第十一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第七項中 「前項」 を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項」に改め、 同項に次のただし書を加える。

ただし、官公署、 病院、 学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定

により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

5

特定行政庁は、

第八十五条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える

被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別

必要がある応急仮設建築物について、 安全上、防火上及び衛生上支障がなく、 かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、 同項の規定

にかかわらず、 更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。 被災者の需要に応ずるに足りる適当

な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、 同様とする。

同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、

同条第七項中

「前項」

を

「第五

項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項」に改め、 同項に次のただし書を加える。

「第三項」を「以下この条」に改め、

第八十七条の三第一項中

ただし、 病院、 学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第

五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

第八十七条の三中第七項を第八項とし、 第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 第四項の次に次の一 項を加える。

5 特定行政庁は 被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別

応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は いては、 必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物について、安全上、 同項の規定にかかわらず、 更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。 防火上及び衛生上支障がなく、 かつ、 公益上やむを得ないと認める場合にお 被災者の需要に

公益的建築物についても、同様とする。

中 第八十五条第六項又は第七項」 第百一条第一項第九号中 「第八十七条の三第五項又は第六項」を「第八十七条の三第六項又は第七項」に改める。 「第八十五条第四項」を「第八十五条第四項又は第五項」に改め、 に改め、 同項第十六号中 「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の三第四項又は第五項」 同項第十号中 「第八十五条第五項又は第六項」 に改め、 同項第十七号 を

附則

(施行期日)

第一 条 この法律は、 公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行す

る。

三

- 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- _ 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- 十八第一項の改正規定を除く。)及び第十条の規定並びに附則第三条の規定 第一条 (地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、 同法第二百六十条の十九の次に一条を加える改正規定及び同法第二百六十条の二 令和五年四月一日

(官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正)

第七条 官公庁施設の建設等に関する法律 (昭和二十六年法律第百八十一号) の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第四項まで」を「第五項まで及び第八項」に改める

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

۲, とあるのは 第百十五条の七中 同法第八十七条の三第三項本文」に、 自衛隊の部隊等 「及び第四項」 (自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。 を \neg 第四項及び第五項」に、 「読み替える」を「、 同条第五項中 「許可」と、 以下同じ。)」と、 同項本文」を「許可」と、 「被災者」とあるのは __ 被災者」とあるのは 「自衛隊の部隊等」と読み替える」に改め 同法第八十五条第五項中 自衛隊の部隊等」 被災者」

(都市緑地法の一部改正)

る。

第九条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する

第四十二条第四号中 「第八十五条第五項又は第六項」を 「第八十五条第六項又は第七項」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の 部改正)

第十条 第一条中 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 「並びに建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)」を削り、 「存続期間等」を (平成八年法律第八十五号) 「存続期間」に改める。 <u>の</u> 部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一 部改正に伴う経過措置

第十一条 置に関する法律 附則第 (次項において「旧特定非常災害法」という。)第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三 条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措

う。)第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。 第四項の規定による許可の期間の延長は、 それぞれ第十一条の規定による改正後の建築基準法 (次項及び附則第十四条において「新基準法」とい

2 三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定による許可の期間 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧特定非常災害法第八条の規定による建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第八十九条第三項中「第八十五条第一項本文、第三項及び第四項」を

延長に係る申請とみなす。

第十二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号) の一部を次のように改正する。

「第八十五条第一項本文及び第三項から第五項まで」に、

「第八十七条の

三第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十七条の三第一項本文及び第三項から第五項まで」に改め、 この場合において、 同法第八十五条第五項及び第八十七条の三第五項中 「被災者」とあるのは、 「避難住民等」と読み替えるものとする。 同項に後段として次のように加える。

第百三十一条中「第九条まで」を「第八条まで」に、 「、第八条及び第九条」を「及び第八条」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十三条 東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「から第十九条まで」を「、第十六条、第十八条、第十九条」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

別表の四の項中「応急仮設建築物活用事業」を「削除」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

されている許可の期間の延長とみなす。

第十四条 という。 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法 第十七条第一項の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項の許可の期間の延長は、 新基準法第八十五条第五項の規定により (次項において「旧復興特区法

2 0 延長に係る申請は 附 ||則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧復興特区法第十七条第一項の規定による建築基準法第八十五条第四項の許可の期間 新基準法第八十五条第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第十五条 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項及び第八十七条の三第五項中 た」とあるのは 及び第八十七条の三第一項」 条の三第一項本文、 第三十一条の二第四項中 「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」 第三項及び第四項」 「第八十五条第一項本文、第三項及び第四項」 を加え、 「「非常災害区域等 を「第八十七条の三第一項本文及び第三項から第五項まで」に改め、 「被災者」とあるのは を 「同法第八十五条第一項中「非常災害区域等 「都道府県の区域内における医療」と、 を「第八十五条第一項本文及び第三項から第五項まで」に、 「建築物が」とあるのは 「同法第八十五条第一項」 に、 「同項中 「非常災害があつ *ک*ر _ 「医療施設 「第八十七 を の下に 「同法

(復興庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

が

と

同条第一項中」に改める。

復興庁設置法等の一 部を改正する法律 (令和二年法律第四十六号) の一部を次のように改 正する。

条第二項に規定する応急仮設建築物活用事業の期間の定めに係るものに限る。 附則第四条第一 一項中 は、 なおその効力を有するものとし、 当該復興推進計画」 及び を削る。 「計画の変更の認定 (東日本大震災復興特別区域法第十七